

令和5年度 第4回定例理事会議事録

1. 招集年月日 令和5年12月11日（月）
2. 開催日時 令和6年1月19日（金）午後2時00分から
3. 開催場所 仙台市青葉区五橋一丁目4番30号  
東北遊技機商業協同組合事務局会議室
4. 理事・監事の数及び出席理事・監事の数及び出席方法  
理事の数 11名 内出席理事 10名  
監事の数 2名 内出席監事 2名
5. 出席理事の氏名  
高橋一則 永山恵治 柳 漢成 柳 成浩 川鍋 輝 河村浩之  
高橋 聡 杉本信夫 櫻井勝好 柳 成徳
6. 出席監事の氏名  
門田祐也 大久保康二
7. 議長の氏名  
理事長 高橋 一 則
8. 理事会の成立  
理事11名中10名出席により成立（理事会規程第3条第2項（「理事現員数の過半数が出席」）
9. 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名  
該当なし
10. 議事の経過の要領及び議案別の議決の結果

第1号議案 経常利益（11月から12月分まで）に関する件<報告事項>

1 検定書類、確認証紙の発給状況

11月末日現在

区 分	検 定 書 類			確 認 証 紙		
	検 定	認 定	計	検 定	認 定	計
当月受理件数	2,357	450	2,807	3,328	744	4,072
前年同月	2,440	1,341	3,781	3,578	3,596	7,174
増 減 率	-3.4%	-66.4%	-25.8%	-7.0%	-79.3%	-43.2%
年度累積	18,544	6,072	24,616	26,828	19,681	46,509
前年同期累積	21,017	12,103	33,120	30,374	27,298	57,672
増 減 率	-11.8%	-49.8%	-25.7%	-11.7%	-27.9%	-19.4%

12月末日現在

区 分	検 定 書 類			確 認 証 紙		
	検 定	認 定	計	検 定	認 定	計
当月受理件数	2,584	1,268	3,852	3,692	2,423	6,115
前年同月	2,101	382	2,483	2,948	624	3,572
増 減 率	23.0%	231.9%	55.1%	25.2%	288.3%	71.2%
年度累積	21,128	7,340	28,468	30,520	22,104	52,624
前年同期累積	23,118	12,485	35,603	33,322	27,922	61,244
増 減 率	-8.6%	-41.2%	-20.0%	-8.4%	-20.8%	-14.1%

## 2 経営状況

○ 11月単月の営業損益

a営業損益				
売上総利益	11,782,900			
		販売費及び一般管理費	12,805,795	-1,022,895
前年同月	13,270,598		11,242,601	2,027,997
差し引き	-1,487,698		1,563,194	-3,050,892
増減率	-11.2%		13.9%	-49.6%

b営業外損益等				
営業外収益	17,400	営業外費用	0	
貸倒引当金戻入	0	特別損失	0	
		法人税、住民税、事業税	0	17,400

当月純利益(a+b)	11,800,300	-	12,805,795	-1,005,495
			前年同月	2,039,597
			差し引き	-3,045,092
			増減率	-50.7%

○ 11月末現在の当期純利益(累計)

a営業損益				
売上総利益	97,821,680			
		販売費及び一般管理費	98,719,209	-897,529
前年同月	121,152,683		91,333,354	29,819,329
差し引き	-23,331,003		7,385,855	-30,716,858
増減率	-19.3%		8.1%	-97.0%

b営業外損益等				
営業外収益	9,770,531		0	
	0	営業外費用	0	
貸倒引当金戻入	0	特別損失	100,000	
	0	法人税、住民税及び事業税	150	
	0		0	9,670,381

当期純利益(a+b)	107,592,211	-	98,819,359	8,772,852
			前年同月	11,429,827
			差し引き	-2,656,975
			増減率	-23.2%

○ 12月単月の営業損益

a営業損益				
売上総利益	16,072,350			
		販売費及び一般管理費	11,772,156	4,300,194
前年同月	8,597,309		20,291,302	-11,693,993
差し引き	7,475,041		-8,519,146	15,994,187
増減率	86.9%		-42.0%	371.9%

<b>b営業外損益等</b>			
営業外収益	21,400	営業外費用	0
貸倒引当金戻入	0	特別損失	0
		法人税、住民税、事業税	0
			21,400
<b>当月純利益(a+b)</b>	16,093,750	-	11,772,156
			4,321,594
			前年同月
			-11,409,393
			差し引き
			15,730,987
			増減率
			364.0%

○ 12月末現在の当期純利益(累計)

<b>a営業損益</b>			
売上総利益	113,894,030		
		販売費及び一般管理費	110,492,027
			3,402,003
前年同月	129,749,992		111,624,656
差し引き	-15,855,962		-1,132,629
増減率	-12.2%		-1.0%
			-81.2%

<b>b営業外損益等</b>			
営業外収益	9,791,931		0
	0	営業外費用	0
貸倒引当金戻入	0	特別損失	100,000
	0	法人税、住民税及び事業税	150
	0		0
			9,691,781

<b>当期純利益(a+b)</b>	123,685,961	-	110,592,177
			13,093,784
			前年同月
			20,434
			差し引き
			13,073,350
			増減率
			63978.4%

## 第2号議案 各種会議等開催結果に関する件<報告事項>

### 1 12月12日開催、全商協・2023年度第5回定例理事会結果

高橋理事長から、ヒルトン東京お台場において行われた定例理事会結果について、次のとおり報告があった。

(以下、全商協議事録(未定稿)及び同理事会配布資料等から抜粋)

中村議長 早速議事に入る。資料No.2の会計報告以外は、事前に各理事にご確認いただいている資料となる。

### 第1号議案 各委員会からの報告について

#### (1) 機械流通委員会及び社会貢献委員会に関する報告について

(資料No.1-1、1-2は、本報告末尾に添付)

中村議長 機械流通委員会と社会貢献委員会に関する報告について、ご質問等があればお願いします。

高橋副会長 社会貢献委員会の委員長である有田理事が欠席となるため、担当役員である私よりご報告したい。社会貢献委員会に関する審議事項として、2024年度オレンジリボンポスターコンテストへの協賛について、来年度も継続して行いたい。協賛金は30万円で、来年度への予算計上となる。

中村議長 オレンジリボンポスターコンテストへの協賛について、2024年度も協賛を行うかどうか審議したい。

◎ 中村議長が2024年度オレンジリボンポスターコンテストに協賛しても良いかどうか、その可否を諮ったところ、理事全員異議無く承認された。

## 第2号議案 会計報告について

事務局 最初に9月分の会計報告を行う。

9月は収益合計が2,832万7,493円、費用合計が1,539万2,167円となり、差引利益が1,293万5,326円となった。確認証紙の発給は、中古用が3万6,716枚、認定用が5万3,353枚で合計9万69枚となる。

収益は、中古用の確認証紙は事業計画よりも少ない発給、認定用の確認証紙は事業計画よりも多く発給となった。費用については、21世紀会の依存問題対策関連の費用で関係団体負担金、RSNの2023年度運営経費の負担金でRSN費用、中間申告消費税で租税公課、キャノンITソリューションズへの年間保守費等で電算機保守料、以上の項目で経費が多く掛かった。

次に10月分の会計報告を行う。

10月は収益合計が1,898万8,813円、費用合計が1,469万5,604円となり、差引利益が429万3,209円となった。確認証紙の発給は、中古用が3万9,901枚、認定用が1万8,728枚で合計5万8,629枚となる。

2023年10月を終えて、2023年度の実績合計は、差引利益が564万8,953円となっている。

収益は、中古用と認定用の確認証紙が事業計画よりも少ない発給となった。費用については、認定用証紙の制作で確認証紙発行費、宮崎の移動理事会で会議費、役員旅費交通費、交際費、雑費、キャノンITソリューションズへのオラクルサーバー等の年間保守費で電算機保守料、澤田税理士への下半期税務顧問料で顧問料、以上の項目でいつもの月より経費が掛かった。

また、2023年度上半期が終了したため、上半期の減価償却費を計上した。数値については後程ご確認いただきたい。報告は以上となる。

中村議長 上半期が終了したが、昨年度と比較して何割減となるか、後日確認の上、参考として各理事にご報告させていただく。年末年始も上向いておらず、今後相当下がると想定される。今の状況も含めて来年度の事業計画を作成する必要があると思うので、ご承知置き願う。

## 第3号議案 当面の諸問題について

### (1) ナツメアタリ㈱の書類作成システム解約の件について

中村議長 前回の理事会でお話したとおり、シーズウェブ㈱の書類作成システムがスタートして問題がクリアされれば、ナツメアタリ㈱に解約の申し入れをすることで皆様ともお話をした。このシステムサポート契約の解約について問題無いか審議したい。

(資料No.3は、本報告末尾に添付)

◎ 中村議長がナツメアタリ(株)の書類作成システムにおけるシステムサポート契約の解約通知書について、その可否を諮ったところ、理事全員異議無く承認された。

中村議長 今日付けという訳にはいかないため、区切りの良い日に連絡の上、事務局で対応をお願いしたい。

## (2) 関係団体との会議等の報告について

- 日工組とのスマートパチンコの中古移動に関する打ち合わせについて

(資料No.4-1 は、本報告末尾に添付)

- 遊技機流通制度連絡会の報告について

(資料No.4-2 は、本報告末尾に添付)

- 推進機構の臨時社員総会の報告について

(資料No.4-3 は、本報告末尾に添付)

- 日遊協の定例理事会の報告について

(資料No.4-4 は、本報告末尾に添付)

中村議長 関係団体との会議等の報告について、ご質問等が無ければ次の報告事項に移る。

※各理事より質問等は無かった。

## (3) 遊技産業議員連盟の出席者について

中村議長 12月19日に遊技産業議員連盟が開催される。出席者は3名までとなっており、私と山本副会長、國分副会長にて出席することで決定した。年に数回開催されているので、その都度メンバーを変えて参加したいと考えているので、ご承知置き願う。

遊技産業議員連盟でどういったことを要望していくか、昨日、8団体代表者会議が行われ、二物二価等、ホールが抱えている問題を話していこうという意見があった。その他としては物流の2024問題が売る側の我々にも影響が出てくるため、昼間の作業を認めてほしい等の意見もあった。直接、政治家にお話するかどうかは、案のレベルであるためタイミングを見計らって阿部理事長からお話が出ると思われる。

昼間の作業を行うには、警察庁から各都道府県警察と各所轄まで徹底して話をさせていただかないと混乱してしまう。警察庁も一貫性のあるシステムにしたいということで動いている。我々に影響が来るまで時間が掛かると思われるが情報収集しておいて、対応可能な内容は先に対応出来たらいいと思う。その都度ご報告するので、議論が必要であれば、その場で議論したいと考える。

## (4) 日遊協の新年祝賀会について

中村議長 年明けの1月9日に日遊協の新年祝賀会が開催される。昨年までは人数制限により、全商協からは日遊協の役員である2名が参加していたが、来年より人数制限が無くなる。

案となるが、代表で各地区遊商の理事長がご出席いただければと思う。そのため、

会長と各副会長の 8 名で出席したい。

今後、全商協として人数を動員する場面が出てきた場合には、毎回出席数を判断して動員できればと思う。

また、以前にもお話をした関係団体合同による総会懇親会の件について、全商協も含めた各関係団体の総会後の懇親会には、政治家も含めた来賓をお呼びしないことで決定した。各地区遊商の総会懇親会は、それぞれでお呼びいただいて問題無い。

合同の業界総会懇親会の際には、政治家も多数お呼びする予定であり、全商協も役員全員で参加できればと考えている。また、開催日は 6 月 24 日の全日遊連通常総会後の懇親会を予定している。なお、その他ホール 3 団体の通常総会懇親会は、別途行われる可能性もあり、仮に来賓として呼ばれた場合には、各地区遊商の代表者にご出席いただければと思う。

また、来年 1 月 30 日に予定している、パチンコ・パチスロ産業賀詞交歓会は今年と同規模での開催予定となっており、全商協は 9 名までとなっているが、開催規模については改めて確認をしたい。

#### (5) 日工組との連絡会議及び合同役員新年会について

##### 次回の組織委員会と理事会について

中村議長 例年、賀詞交歓会の前日に開催してる「日工組役員と全商協執行部の連絡会議」及び「合同役員新年会」については、今回も同様に開催する方向で日工組と意見がまとまった。

日時は 1 月 29 日(月)となり、連絡会議を 17 時 00 分から、合同新年会を 18 時 00 分から、ヒルトン東京お台場にて開催する予定となっているため、ご承知置き願う。

小西副会長 組織委員会と理事会も同日に行われる予定か確認したい。

中村議長 組織委員会については、その時の状況で行うかどうか判断し、理事会は行うこととしたい。理事会終了後、日工組との連絡会議と合同新年会を行う予定とさせていただきます。

なお、組織委員会は毎月開催し、加えて必要に応じて開催することで話が纏まっている。また理事会は 2 ヶ月に一度の開催となっているが、増やしてはどうかとの話も出ている。理事会は議論する場ではなく、情報提供と承認の場となる。理事会の招集は 1 週間前となり、オンラインでの開催も可能であるため、回数を増やして情報共有を行い、また状況によって行うこととしたい。

#### (6) 新機歴管理システムについて

中村議長 新機歴管理システムについて、東遊商事務局の島田局長より説明をお願いする。

東遊商島田局長 東遊商で開発を進めている新機歴管理システムについて、ご説明させていただきます。以前の理事会でお話をさせていただいているが、時間も経過しているため、開発経緯等の説明から行わせていただく。

システム会社は㈱T S Cとなり、東遊商でQR端末のアプリ開発やグループウェア構築の際に使用した、中古流通のノウハウも把握している業者となる。

今回の新機歴管理システムに関して、構築した目的が3点ある。

1 点目が現在使用しているキヤノン㈱(キヤノンITソリューションズ㈱)の機歴管理システムは、手入力で作業をしている。この手入力の作業を無くすことでの人手の削減、また入力ミスを無くすことが目的となる。

2 点目が既存の機歴情報と新たな中古流通の情報との整合性が取れない場合に、原因を瞬時に見つけられる。そうすることで打刻書類を作る前に、組合側である程度の不備が見つけられるようになる。

3 点目が組合員の請求から書類代金の入金まで一括管理することで、経理の作業の効率化、すなわち照合や消込みが軽減される。

以上の目的で新機歴管理システムを構築した。

開発状況については、10月末で構築が完了している。現在は東遊商の事務局で検証作業を行っており、細かな改修を行っている。また、T S C㈱では、現在使用している機歴管理システムの環境をダミーで構築して、機歴情報のリンクやデータの抽出等の検証を行っている。この作業も11月末までに完了しており、システム全体が8割完成しているため、年内にはほぼ完成できる予定で準備している。

費用については、仮に全商協で新機歴管理システムを使うことになった場合には、イニシャルコストとして187万5,000円が必要となってくる。これはデータを同期させるための開発作業等の費用となる。また、ネットワークに接続するための機器端末として、パソコン1台当たり3,000円が必要となってくる。

また、ランニングコストとして、T S C㈱の設備費用が約112万円、保守費用が約360万円となり、年間合計で約472万円となる。なお、キヤノン㈱の設備費用は約207万円、保守費用が約389万円となり、合計で約597万円となるため、単純計算で約125万円費用が下がる試算となる。新旧の機歴管理システムを併用する場合は、単純計算で約1,069万円掛かる試算となる。

開発にかかった費用については、東遊商で3,200万円かけており、仮に全商協で新機歴管理システムを使用することになった場合には、その部分についても検討が必要となってくると思われる。

説明は以上となる。

山本副会長 イニシャルコストの187万5,000円はキヤノン㈱の機歴管理システムとのデータ同期を指しているのか確認したい。

東遊商島田局長 仮に新機歴管理システムを使うことになった場合には、キヤノンからデータを移行する必要がある。また、6地区遊商で進めているシーズウェブ㈱のデータともリンクさせる必要がある。シーズウェブ㈱の書類作成システムを導入する地区遊商が、機歴管理システムを手入力で行うのか、または自動入力で行うのか

にもよるが、現時点では187万5,000円となっている。

植田副会長 キヤノン㈱のデータ移行が終われば、キヤノン㈱のランニングコストは無くなるということか。

東遊商島田局長 同時リンクとなるので、そうなると思う。将来的にキヤノン㈱のデータをTSC㈱に統一するのであれば、全国のデータを移行して、キヤノン㈱の機歴管理システムは使わないということになる。

小西副会長 開発費用の3,200万円は地区遊商で割る想定となるのか確認したい。

中村議長 各地区遊商で割るというよりも全商協で払うことになると思う。全商協で支払うとなると利用分量での計算になってくる。流通量が少ない、あまり使っていない地区遊商の負担を少なくしなければ、不公平感が出てくると思う。開発費用を8分の1にすると、流通量が少ない地区遊商は厳しいと思うし、これから他のシステム等を開発することになった場合に、そのシステムにのれなくなる可能性もあるので、8分の1にはできない。

小西副会長 今後、地区遊商においても説明を行うが、東遊商が開発をした新機歴管理システムを使うことになった場合に、例えば改修等の作業が発生した場合には、全商協が話をしていく形となるのか確認したい。

中村議長 全商協が行うことになる。基本、東遊商が構築するが、運用の部分は各地区遊商の意見が無いとできなくなる。機歴管理システムは全員が使う必要がある。仮に決まった際には、地区遊商の代表者で運用ルールを決める必要があるし、事務局担当者にも必ず参加をしてもらい協議していただきたい。そうしないと、どこかで歪みがでると思う。

山本副会長 シーズウェブ㈱の書類作成システムを使っている地区遊商からも、事務局の負担軽減を踏まえて、機歴管理システムへの自動入力を行いたいと話が挙がっている。

中村議長 絶対にお任せはしないしてほしい。後で都合が悪いとの意見が出ても取り返しがつかなくなるので、必ず地区遊商の代表者と事務局担当者に出席いただきたい。

山本副会長 キヤノン㈱との解約は何か月前か教えてほしい。

事務局 後日確認させていただく。

小西副会長 新機歴管理システムの所有権はどのような形となるのか、全商協の所有となるのか、分かれば教えていただきたい。

中村議長 一般的に所有権は、製作会社が持っていると思うが、改めて確認したい。全商協が費用を拠出しているにも関わらず、東遊商が所有権を持っているという事はありえないと思う。開発会社との話し合いになると思うが、専門家に確認したい。

岩下理事 現行の機歴管理システムは専用回線であるが、新機歴管理システムはインターネット回線でのクラウド管理となるのか、確認したい。

東遊商島田局長 その通りである。インターネット回線でのクラウド管理となる。



岩下理事 以前説明を聞いた際、ランニングコストが約300万円下がるとお聞きした。

今回、約125万円下がるとの報告であったが、値上がりしたという認識でいいか確認したい。

東遊商島田局長 ソフトや開発費用の高騰が、値上がりに含まれていると思われる。

ランニングコストは契約を締結しないと見えない部分でもあるが、現時点では提示された金額となっている。

國分副会長 設備費用の約112万円は具体的にはどのような費用なのか確認したい。

東遊商島田局長 サーバーのレンタル費用等にあたる。

畠山副会長 口頭説明ではなく、何かしらの資料がいただくと助かる。

中村議長 大まかに前に進めて、詳細な部分をお聞きしたい方は、別途ご連絡をいただければと思う。正式な見積もり等については、後日改めてTSC(株)に提示してもらおうようにする。

また、理事会では承認するか承認しないかの判断のみとして、仮に承認がされた場合には、地区遊商の代表者と事務局担当者にて、使い勝手が良くなるような協議を行っていただければと思う。

ルールを統一する必要があると思うが、システムを構築していく中での判断にもなると思うので、地区遊商から担当者を出していただき、必ず事務局も参加して検討をしていただくようお願いする。

◎ 中村議長が新機歴管理システムの構築について進めてもいいか、その可否を諮ったところ、理事全員異議無く承認された。

なお、協議の際には、地区遊商の担当者に加えて、必ず事務局担当者にも出席してもらい、検討を行うことも併せて確認がなされた。

#### (7) 全商協の新顧問候補について

中村議長 組織委員会ではお話しているが、全商協と警察庁は簡単に相談が行える環境ができていない。西顧問も警察庁のOBであるが、あくまでも伝達係のような、いつお会いできるかお聞きする窓口となっており、質問や相談があるときに一緒に相談できるOBがいない。

回胴遊商がキャリアのOBを入れており、我々も相談できるような人物がいた方がよいと思い、元奈良県警の本部長である鬼塚友章氏を迎え入れられないか検討している。

人柄も良く、本人にも快諾を得ているので、各理事にもお話の上、問題無いようであれば、一旦、年明けに組織委員会の皆さんと会食等の場を設け、その後、日工組との合同役員新年会にも参加できれば良いと考えている。

※ 以上の件について、各理事より意見等はなかった。

#### (8) その他

○中村議長 前回の理事会の際に報告のあった、日工組が検討している新古証紙は、

日工組と警察庁が審議中であり進展は無い。色々な内容が付随してエスカレートしないように、話し合いをしてほしいとお願いをして止まっている。ご報告とさせていただきます。

- 中村議長 先日、回胴遊商のチャリティーゴルフコンペの際に、大饗理事長とお話をして、全商協と回胴遊商の両団体が大変な思いをしている中、慰労も兼ねて全商協と回胴遊商の役員合同でハワイに行つてはどうかのお話が出ている。費用は会費制として、時期は4月の第2週にて計画を立てている。詳細はこれから詰めるため、ご承知置き願う。

中村議長 他に協議事項等はあるか。無ければ本日の理事会は閉会とする。

以上で議事終了

※ 添付資料は次ページから。

機械流通委員会 報告資料

【関連】講習会共通カリキュラム作成に関する打ち合わせ

機械流通委員会に関連する内容として、以下の通りご報告いたします。

【報告事項等】

- 各地区遊商の技能研修で共通のカリキュラム作成を行うため、機械流通運営部と、各地区選抜の指導員で協議中である。また、来期から共通カリキュラムで講習会が開催できるように、遊技研にも相談した上で、来年3月末までには共通カリキュラムの作成作業を完了させるスケジュールで進めている。

今後、機械流通委員会でも確認したうえで、理事会に上程する予定である。現時点での主な内容は以下のとおりとなる。

【座学講習】

- ・ 座学講習の時間は30分以上とし、中古遊技機流通事業者技能研修に関する実施要領第7条①～⑥の題目をもとに作成した講習会概要資料に基づいて、各地区遊商で研修を行う。講習内容は、遊技研にも監修をしてもらう。
- ・ 毎年、全商協で主となる講習テーマを決めて、そのテーマに沿って講習を行う。

【筆記試験】

- ・ 試験時間は30分以内とし、問題数は30問とする。その内、全商協作成の問題からは〇×式で20問、地区遊商は自由形式で10問出題する。
- ・ 合格率は8割、24問とする。

【実技試験】

- ・ 試験時間は30分以内とし、合格は27の点検確認項目が全てでなければならない。ひとつでもできない場合は不合格とする。

- スマート遊技機の動作確認ユニットについて、前回の理事会で、2回目のアンケートで少なくなった約310個を全商協と回胴遊商で折半して購入することが承認された。

その後、回胴遊商と調整したところ、全商協では148台引き受けることになり、地区遊商の希望台数716台と合わせて、合計で864台となる。

なお、購入費用における㈱三球電気製作所への支払い方法が決定していないため、今後、組織委員会等で検討の上、決定する予定としている。今後のスケジュールとしては、3月に製品納品、4月に支払いの予定である。

併せて、全商協で引き受けた148台についても、地区遊商で追加等が必要になった際、地区遊商は全商協から購入するのか、又は譲渡するのか検討したい。

以上

**社会貢献委員会 報告資料**

社会貢献委員会に関して、以下のとおり報告いたします。

**【報告事項】**

11月5日にオレンジリボン運動の「市民集会」が開催され、会場の『銀座プロッサム』より、中村会長並びに東遊商の役員と社会貢献委員の方々、約50名が参加し、その他の地区遊商は動画配信によるWEB参加で、活動への協力を行った。

市民集会は3部構成で、第1部では、2022年の1年間に、虐待死で亡くなった28の事例と35名の子供達の名前が、死に至った状況と共に読み上げられ、参加者全員の黙祷と、小林洋平氏とオーケストラの方々による鎮魂の演奏が行われた。

第2部は「ACHAプロジェクト」の代表、山本昌子氏による講演とトークセッションがあり、「児童虐待を減らすためには、安心して子育てができる場所が必要となり、5年後、10年後に日本の環境が変わることを信じて、日々活動していきたい」と訴えがあった。

第3部は「鎮魂の行進」として、会場の銀座プロッサムから日比谷公園まで、参加者が児童虐待を無くすオレンジリボン活動への協力を、一般市民の方々へ訴えながら行進を行い、市民集会は終了となった。

なお、今回も、各地区遊商がオレンジリボングッズの購入により活動を支援し、合計で121万2,440円分の寄付をおこなった。

以上の件については、社会貢献活動として各業界誌にもお知らせした。

**【審議事項】**

例年行っている、オレンジリボンポスターコンテストへの協賛について、オレンジリボン事務局より2024年度についても協賛のお願いがあった。

来年度についても継続して協賛を行いたいため、理事会にてご承認いただきたい。

なお、協賛金は30万円で、来年度への予算計上となる。

以上

(案)

【資料 No.3】

※ 池田顧問弁護士に確認済み。

全商協発 第 号  
2023 年 12 月 日

ナツメアタリ株式会社  
代表取締役 小出 充宏 殿

全国遊技機商業協同組合連合会  
会長 中村 昌勇

### システムサポート契約 解約通知書

当連合会は、平成 20 年 12 月 2 日付にて貴社との間で締結した、システムサポート契約について、当該契約書の第 16 条第 2 項に基づき、下記の期日を持ちまして本契約を解約いたしたく、本状をもってご通知申し上げます。

#### 記

□解約日 2024 年 2 月 29 日 (木)  
□契約内容 システムサポート契約

以 上

※【参考】『システム契約書』

第 16 条 (有効期間)

略

2) 前項の定めにかかわらず、甲および乙は、相手方に対して 60 日以上前に文書をもって通知することにより、本契約を途中解約することができるものとします。

**日工組とのスマートパチンコの中古移動に関する打ち合わせ 報告資料**

10月20日開催の全商協機械流通運営部と日工組営業業務委員会で行った、標記定例の打ち合わせについて、以下の通りご報告いたします。

**【報告事項等】**

- スマート遊技機点検確認用ユニットの制作について、全商協より「当初のスケジュールでは、10月～11月頃に試作機で確認を行い、完成品は12月末から1月に納品予定であった。  
しかし、仕様の調整等により、2月1日頃から試作機で確認を行い、完成品は3月に納品予定へと変更になった」と報告を行った。
- 取扱説明書の電子データ化等について、日工組より「電子取説の運用が9月1日から開始されたが、売主であるホールから取扱説明書をしっかり受領できているか」と質問があった。  
全商協より、「紙の取扱説明書と比べて、取扱説明書がないという販社からの問い合わせは大幅に減少したので、ほとんどの場合、売主から取扱説明書を受領できていると考えられる。また、電子取説の受け渡しは、メール又はLINEで行われることが多い」と回答を行った。
- 新古遊技機の取扱について、日工組より、以下のような説明があった。
  - ・ ホールで使用していた遊技機をメーカーで回収し、整備した上で、再レンタル又は販売を行う。その際、新古遊技機であることが分かるように新たな証紙を貼付する。
  - ・ 新古遊技機は新台扱いとして、メーカーが保証書を発行する。また、製造番号も新たに採番し直す。
  - ・ 日工組より「今後の流れとして、ホール団体に説明後、改めて全商協に伺い説明を行う。その後、警察庁に訪問し、12月1日からの運用開始を予定している」と説明があったが、12月1日から運用は開始されず、現在も継続協議中である。
- 全商協より、「今後の検討課題として、従業員の労働問題及び賃金上昇に関し、相談させていただきたい」と提案を行った。

以上

## 遊技機流通制度連絡会 報告資料

10月23日に開催された遊技機流通制度連絡会について、以下の通りご報告いたします。

### 【報告事項等】

- 定例の報告として、日工組と日電協より、流通制度の運用状況の報告があった。詳細な数値は、地区遊商に資料を送付しているので割愛する。
- 遊運協より、物流の2024年問題に関して、メーカー団体と遊運協で検討を行い、業務効率化のための主な変更点として、以下の報告があった。
  - ・ 遊技機製造業者は開店予定日の8日前までに遊技機の出荷をするように努め、ホールへの納品は従来の開店日前日納品の集中を避け、分散納品が可能となるよう、開店予定日の7日前から認めるものとする。
  - ・ 運送会社と製造業者で協議の上、管理可能な場合、共同集荷を認めるものとする。
  - ・ 附帯業務を軽減するため、「遊技機運送管理票」の様式の変更を行う。また、ぱちんこ遊技機で使用している「遊技機受渡書」については、「遊技機運送管理票」の様式変更に伴い、廃止する。
  - ・ 早期納品後、開店日より数日前に遊技機を設置することで営業開始日までの間に設置確認を行うことが可能となる。
- 坂ノ上課長補佐より「物流の2024年問題は、前回の会議で遊運協から提案があり、その後メーカー団体で運送業務の合理化に向けて対応策を検討してきたことを承知している。  
警察庁も業界の要望について相談を受け、意見を出してきたが、説明ができるものは前向きに認めていきたいと考えている。  
また、設置確認の前倒しの件は、基本的に問題がないと警察庁としては認めている。もし、今後、運用する中で各県警の指導により問題が起きた場合は、警察庁に相談していただきたい」と発言があった。

以上

## 【資料 No. 4-3】

### 推進機構臨時社員総会 報告資料

11月1日に開催の推進機構臨時社員総会について、以下の通りご報告いたします。

- 2023年度の社員経費負担について、ホール4団体についても金額が確定し、最終的な負担額合計は2億6,586万7,760円となる。
- 2024年度の事業予算は、遊技機1台当たり最大40円の計算で、社員団体に負担いただく予定である。来年1月の理事会で予算審議を行い、社員団体の事務局を通じてご報告し、来年3月に開催する臨時社員総会で承認頂く予定である。
- 2023年度上半期の立入検査の実施等については、検査ホール数は681店舗、検査遊技機と計数機は合計で4,379台となる。なお、誓約書提出ホール数は、7,294店舗となっている。
- 2023年度上半期の異常事案確認件数は計数機で1件あった。
- 依存防止対策調査について、2023年度上半期で47都府県方面遊協の731店舗で実施した。また、承諾書提出ホールについては、提出ホール数が7,226店舗となり、誓約書提出ホールに対し99%の提出率になる。
- 全日遊連の阿部理事長より「広告宣伝の件について、ホール4団体でも協議しているが、完全非組合員ホールで、私たちは関係ないと言って、実施していない一部ホールがある。外部から見れば組合員も非組合員も関係ないので、公平を期するためにも、その点を誓約書等に一文を入れて頂き、守っていただく形にしてほしい」との発言があった。  
これについて、五木田代表理事より「独禁法との絡みも若干あるので、どのような仕組みにするのか理事会において検討を行う」との発言があった。

以上



日遊協定例理事会 報告資料

11月30日に開催の日遊協定例理事会について、以下の通りご報告いたします。

- 正会員1社の申し込みがあり、異議無く承認された。  
 (有)愛邦(福岡県福岡市博多区半道橋1-17-12) 國分副会長の会社。  
 ※ 正会員は264社、賛助会員は71社となる。  
 本年4月からの退会は正会員6社、賛助会員4社、加入は正会員が2社、  
 賛助会員は1社となる。
  
- 遊技機取扱主任者に関する規程及び実施要領の一部改正について、主任者証は、  
 従来認定の取り消しや、効力の停止等の事由が発生した場合、主任者本人の負担で  
 日遊協に郵送で返納し、日遊協で廃棄処分している。また、主任者証には氏名や住  
 所等の個人情報に記載されているため、廃棄の際には間違いが起きない様に慎重を  
 期して処分している。  
 以上の点について、主任者本人による自己廃棄を可能とすることで、業務の効率  
 化及び経費削減に繋げたい。すなわち、不要となった主任者証は自己責任のもと、  
 確実に廃棄を行うよう改正を図りたい。施行日は令和6年1月1日付けとしたい。  
 以上の提案について、異議無く承認された。
  
- 依存問題対策における自己申告・家族申告プログラムリーフレット(案)について、  
 そのデザインが決定した。今後、安心娯楽宣言のホームページからダウンロードで  
 きるようにし、ホールにて掲示ができるように進める予定である。
  
- 加盟団体会議の審議状況について、主な内容の報告があり、その中で日遊協の遊  
 技機取扱主任者オンライン講習については、いきなりのオンライン講習は難しいと  
 いう意見があり、まずは試験免除の方々を対象に、試験的にオンライン講習を行う  
 状況になっている。
  
- 広告宣伝検討会の審議状況について、現在、広告宣伝ガイドライン第2版を検討  
 しており、年内には発刊したいとのこと。また、警察庁に対して質疑書を提出し、  
 回答をいただくことも検討している。  
 また、SNSを利用したステマ(ステルスマーケティング)関係について、新たな  
 ケースが出てきており、表面上、あたかもホールが全く関わっていないと見て取れ  
 る、設定を記載した悪質な広告宣伝が見受けられるとのこと。これを踏まえ、最終  
 的にどのような形でガイドラインに記載するか検討している。

以上

- 2 11月24日開催、令和5年度東北遊商・第6回機械流通委員会結果(zoom)  
柳専務理事(機械流通委員会副委員長)から、委員会結果の報告があった。  
(ホームページ掲載につき省略。)

第3号議案 令和6年度通常総会開催事前通知(案)について<審議事項>

事務局から、令和6年度通常総会の開催日程等について、前回の理事会において、令和6年5月24日(金)に執行部等が組合会議室から出席、一般組合員がWEB(Zoom)出席とする、いわゆる「ハイブリット型バーチャル組合総会」形式で開催すること、懇親会は開催しないこととなったが、初の開催形式等であることなどから、早めその旨を組合員及び関係団体にお知らせしたいことが諮られ、異議なく了承された。

第4号議案 児童養護施設に対する寄付に関する件<審議事項>

杉本理事(社会貢献委員会委員長)から、今年度の東北6県児童養護施設に対する寄付額等について付議され、協議した結果、事務局からの経営状況を踏まえ、寄付金額については、予算どおりではなく、2月末の収益状況も見ながら今年度も実施するものとし、寄付金額等については、社会貢献委員会に一任することが異議なく了承された。

第5号議案 警察関係公益法人に対する寄付に関する件<報告事項>

事務局から、警察関係公益法人3団体(みやぎ被害者支援センター、宮城県防犯協会連合会、宮城県暴力団追放推進センター)に対する寄付について、本日午後1時から、理事会に先立ち、相手方3名と高橋理事長以下五役のうち4名等が出席し、例年同様1団体10万円、3法人、計30万円の寄付金贈呈式が行われたことが事後報告された。

第6号議案 令和6年度通常総会議案に関する件<審議事項>

1 定款一部変更の件

事務局から、組合員数が、平成31年67社から本年度には57社と、ここ5年でも10社減少した中で、組合運営の効率化等のため、役員定数の変更案が次のとおり諮られ、審議の結果、異議なく、原案のとおりの変更案が承認され、令和6年度通常総会の特別議決として上程することとなった。

(1) 改正の理由

○ 第 25 条（役員の数等）

組合員数の減少に伴い、役員定数を削減する。（上限定数を 12 人から、現状の理事数 11 人とし、下限定数を 10 人から 8 人とするもの。）

○ 第 27 条（員外理事）変更の理由

第 25 条の変更に伴い、関連条文として変更する。（下限定数の 3 分の 1 を超えることができない）

(2) 施行日案

令和 6 年度第 36 回通常総会での議決を経た後の宮城県知事の認可の日

定款中の変更しようとする箇所を記載した書面

新 条 文	旧 条 文
<p>(役員の数等)</p> <p>第25条 役員の数等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事 <u>8人以上11人以内</u></p> <p>(2) 監事 <u>1人又は2人</u></p> <p>2 第8条第2項各号の一に該当する者は、役員となることができない。</p> <p>(員外理事)</p> <p>第27条 理事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、<u>2人</u>を超えることができない。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この定款変更は、宮城県知事の認可の日から施行する。</u></p>	<p>(役員の数等)</p> <p>第25条 役員の数等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事 <u>10人以上12人以内</u></p> <p>(2) 監事 2人</p> <p>2 第8条第2項各号の一に該当する者は、役員となることができない。</p> <p>(員外理事)</p> <p>第27条 理事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、<u>3人</u>を超えることができない。</p>

2 新規組合員加入規約の一部改正の件

事務局から、組合の地区内における遊技業全般の営業環境等を背景とした新規組合員加入条件等の見直しの声を受け、新規組合員加入規約の一部改正

案が次のとおり諮られ、審議の結果、異議なく、原案のとおりの一部改正案が承認され、令和6年度通常総会の普通議決として上程することとなった。

(1) 主な改正の理由

- 第2条（加入資格）第1項第5号  
中古遊技機を取扱う場合の推薦者について、「推薦者として理事1名（「員外理事」を除く。）及び組合員3名」を「理事を2名」に改正し計5名等としたもの。
- 第5条（推薦者の義務）第1項  
「風評等につき、ある程度調査する」を「風評等につき、できる限り調査する」に改め、保証責任の明確化を図ったこと。
- 第7条（加入申込期間）  
加入審査の適正化等のため、毎年4月から5月と10月から11月の年2回、各2か月間であったものを、毎年6月から8月の年1回、3か月間としたもの。
- 第8条（加入審査）  
定例理事会の開催月に合わせ加入審査要領を整理したもの。
- 別記様式各号  
元号の削除（第1号、第2号、第4号、第5号、第6号及び第7号）、「2推薦者（理事）」を追加し、推薦者を計5名としたこと、及び該当条項修正（第4号）

(2) 施行日案

令和6年度第36回通常総会での議決日

3 組合員の処分等に関する規約の一部改正の件

事務局から、組合員の処分等に関する規約第3条（処分の対象行為）第1項において、定款第13条（除名及び権利の停止）第1項第3号及び同項第4号のみが、除名の処分及び除名以外の処分として明記されているため、定款第13条（除名及び権利の停止）第1項第3号及び同項第4号以外の各号の処分区分が不明確になっているため、同規約第3条第1項を削除し、同規約第3条を「本規約から除外される処分の対象行為」とし、処分区分は、あくまで定款第13条第1項各号の事案の軽重により判断するよう整理するなどしたこ

と、組合員以外の役員又は従業員は、業務に関する法令等違反行為のみが処分対象となるため、この部分は、綱紀に関する東北遊技機商業協同組合同規約によることを明確にしたことなどの同規約の一部改正案が次のとおり諮られ、審議の結果、異議なく、原案のとおりの一部変更案が承認され、令和6年度通常総会の普通議決として上程することとなった。

(1) 改正の理由

○ 第1条（目的）第1項 条文の整理

○ 第2条（処分の種類）

組合員に対する処分の対象は、定款第13条に掲げる行為であることを明文化するとともに、「戒告」及び「嚴重注意」について整理したもの。

○ 第3条（本規約から除外される処分対象行為）

改正前の第3条第1項においては、定款第13条第1項の各項目を、除名にできるものと、それ以下の処分にできるものを項目分けしているために、定款第13条第1項の各項目の中で除名にできないものが生じていたことを解消するもの。このため、第3条第1項を削除した。

○ 第4条（申告）

改正前は、組合員以外の「役員又は従業員」までが、「前条第1項第1号イ及び第2号イ」の「法令に違反したとき」で罰金刑以上は申告しなければならないが、定款に基づく処分及び本規約は組合員が対象であり、業務に関する法令等違反行為は、本規約第3条において別規約において行われ、その規約により「役員又は従業員」も含め対象となっている。

もとより、組合員以外の「役員又は従業員」を、一般的な犯罪行為で組合が処分することはあり得ないため、本条の「役員又は従業員」は削除し、条文を整理したもの。

○ 第5条（調査等の諮問）及び第6条（総務委員会の任務）

改正前の第3条第1項を削除したことなどによる文言整理

○ 第8条（弁明の機会） 用語の整理

○ 第9条から第11条まで（除名）及び（除名以外の処分）関係

第2条第1項各号の順に、改正前、第11条を第9条に、同じく第9条を第10条に、同じく第10条を第11条としたもの。

また、第9条において、除名の場合、理事会決議後、速やかに総会議決が必要なところ、総会手続き等を勘案しおおむね2か月以内の総会開催を明示したもの。他、各条において、手続き等を整理したもの。

○ 第12条（異議の申立て）

異議の申立ては、新たな事実関係疎明資料等があった場合にできることとして、処分の迅速化を図ったほか、各条文の整理を行ったもの。

(2) 施行日案

令和6年度第36回通常総会での議決日

#### 4 綱紀に関する東北遊技機商業協同組合規約の一部改正の件

事務局から、昨年の綱紀に関する全国遊技機商業協同組合連合会規約改正に伴い、綱紀に関する東北遊技機商業協同組合規約の引用条文の修正あわせて、これまでの組合員の処分等に関する規約の、組合員以外の役員又は従業員を含めた業務に関する法令等違反行為を本規約の対象として整理したこと、総務委員会の構成、委嘱等も規定されていたことからこの部分を削除したことなどの規約の一部改正案が次のとおり諮られ、審議の結果、全会一致で、原案の変更案が承認され、令和6年度通常総会の普通議決として上程することとなった。

##### (1) 改正の理由

###### ○ 第1条（目的）第1項

本規約が、業務に関連する法令等違反に関し、組合員、その役員又は従業員を対象とする旨として条文を整理したもの。

###### ○ 第2条（誓約書の提出）

誓約書（別紙）が、綱紀に関する全国遊技機商業協同組合連合会規約に定められていることによる整理をしたもの。

###### ○ 第3条（処分の対象）

表現の整理

###### ○ 第9条（委員及び任務）

総務委員会の構成、委嘱及び任期等は、委員会設置規約により規定されていることから当該部分を削除したもの。

###### ○ 第12条（委員等の守秘義務）

総務委員のみを対象としていたことから、当該委員会事務を行う事務局職員も対象と想定し加えるとともに、文言を整理したもの。

##### (2) 施行日案

令和6年度第36回通常総会での議決日

#### 5 身分証明書等取扱規約の一部改正の件

事務局から、「実技講習会取扱規程」を「技能研修取扱規程」に全面改正したことに伴い、身分証明書等取扱規約第5条（身分証明書の交付要件）第3

項第3号の引用条文を修正することについての規約の一部改正案が諮られ、審議の結果、異議なく、原案のとおり的一部改正案が承認され、令和6年度通常総会の普通議決として上程することとなった。

#### 第7号議案 中古遊技機の移動設置及び認定に伴う打刻申請書類等取扱規程一部改正の件<審議事項>

事務局から、令和6年1月からのWEB申請による新書類作成システムの本運用等に伴い、中古遊技機の移動設置及び認定に伴う打刻申請書類等取扱規程第3条（申請書類の受付）の時間等を「午前9時30分から午後3時まで」から「午前9時00分から午後2時30分まで」に変更したこと、同規程第9条（キャンセル申請）に第3項「申請書類受理後、3営業日目午後3時以降はキャンセル扱い（有償）とする。」を追加したこと、同規程第10条（取り下げ申請）に第2項「申請書類受理後、3営業日目午後3時までは取り下げ扱い（無償）とする。」を追加したことによる規程の一部改正案が諮られ、審議の結果、全会一致で、原案のとおり的一部改正案が承認され、本日付けで施行することとなった。

#### 第8号議案 経費滞納関係取決め事項変更に関する件<審議事項>

事務局から、前回の理事会において、検定・認定申請書類代等の支払に関し、支払期日を経過しても支払われない場合に、組合及び組合員への影響を最小限にとどめるために、従来の「経費滞納関係取決め事項」（平28.9.23、理事会）の内容でよいか、事務局作成の修正案をたたき台に審議願いたい旨が諮られ、審議の結果、更に事務局において2～3案程度の取決め事項案を準備し、年明け以降の定例理事会で審議することとなっていたが、見直し案3案が呈示され審議した結果、支払期限が経過した翌日から1月間は、支払われるまでは、打刻を保留し、引渡し・発送を停止することなどにするすることで異議なく了承された。

なお、本議決に伴う取決め事項を、本議事録巻末に掲示し、また、別記様式を含めた新たな取決め事項は、別途、「組合員必携」の差替え通知で送付することが事務局から報告された。

#### 第9号議案 その他

##### 1 令和6年能登半島地震に伴う義援金等について<審議事項>

事務局から、本年1月1日発生の令和6年能登半島地震に伴う組合員の被害について、三栄実業㈱において、人的被害はないものの、社内パーティション破損、倉庫棚破損の物的被害があったことが報告され、審議の結果、3万円の見舞金を給付することが異議なく了承された。

また、義援金の対応については、来週開催される社会貢献委員会に一任することが異議なく了承されるとともに、東日本大震災後、中部遊技機商業協同組合から10年間にわたって当組合地区内の児童養護施設に対する多額の寄付金が寄せられたことを勘案し、その行為に感謝する意味で、中部遊技機商業協同組合被災組合員9社（有）タンパチ、（株）共栄、（有）矢木商会、武橋商事㈱、（有）内藤商事、（株）金星商会、（有）大平商会、（有）チャンスコーポレーション、（株）サン・ハッサー）へ1社当たり10,000円の見舞金を贈ることが異議なく決議された。

## 2 各地区遊商での日遊協・集合講習実施について<報告事項>

事務局から、本年1月16日（火）午後2時から、日遊協主催の各地区遊商を会場として行われる予定の「遊技機取扱主任者「オンライン」集合講習試験実施に関する説明会」がオンラインで行われ、当該説明会の概要等が報告された。

## 3 宮城県遊協及び山形県遊協の新年会出席者について<報告事項>

事務局から、宮城県遊技業協同組合新春懇親会が、本年1月25日（木）午後6時から、仙台市「パレスへいあん」において開催される旨の案内があり、当組合から高橋理事長以下五役5名及び顧問が出席すること、山形県遊技業協同組合新年会が、本年2月1日（水）午後5時30分から、山形市「パレスグランデール」において開催される旨の案内があり、当組合から高橋理事長と永山副理事長が出席することが報告された。

## 4 令和5年度中理事辞任に伴う役員退任慰労金の取扱について<審議事項>

事務局から、昨年10月に代表者変更後に法定脱退となった㈱東栄商事東北支店の前代表者で、当組合の理事であった桜井真氏への役員退任慰労金の贈呈について諮られ、審議した結果、桜井氏が㈱東栄商事東北支店代表者任中の商取引上、様々な事情があったにしても、役員退任慰労金は、個人に対して贈呈することになっていることから、全会一致で250,000円（理事3期×@50,000+副理事長経験100,000円）を贈呈することとなった。



5 組合発出挨拶状(暑中見舞い状及び年賀状)の取扱いについて<審議事項>

事務局から、例年、挨拶状(暑中見舞い・年賀状)を関係先に送付しているが、虚礼廃止の風潮が広まっていることから、当組合も、廃止、あるいは組合員への送付は廃止し、送付対象を限定するなど、そのあり方について付議され、審議した結果、暑中見舞いは廃止することとし、年賀状は、組合員への送付は廃止したうえで、必要な送付先を限定した送付案を役員に諮り、送付先を決定していくこととなった。

6 次回理事会開催日について<審議事項>

令和6年3月15日(金)午後2時からの予定とする。

以上をもって、午後4時55分終了した。

## 「使用料・手数料」に関する取決め事項

東北遊技機商業協同組合

この取決め事項は、定款第 15 条第 1 項に規定する「使用料・手数料」（以下「経費」という。）の請求方法及び支払期限、並びに経費の支払期限を経過しても支払われない場合（以下「経費滞納」という。）等の対応の原則を明示しておくものである。

第 1 経費は、毎月末締めで、組合員に請求するものとし、請求を受けた組合員は、翌月末日の支払期限までに請求された金額を全額一括で支払わなければならない。

第 2 経費滞納組合員に対する対応は、次のとおりとする。

(1) 経費滞納初日（支払期限の翌月初日）に事務局から当該組合員に経費滞納である旨の電話連絡を行うとともに、当該初日以後の申請書類の打刻を保留し、経費の支払が確認されるまで、「確認証紙」及び「打刻書類」を引渡し及び発送しないこととする。

なお、経費滞納初日以後の申請書類の受付は、当該滞納分の支払見込等を確認の上、支払期限の翌月 1 か月間を行う場合がある。

(2) 1 か月経費滞納の場合は、事務局において理事長に報告した上で、「督促状」（別記書式 1）を発出するとともに、当月の「確認証紙」の交付及び「打刻書類」の発給（以下「書類発給」という。）を当該経費が全額支払われるまで一時停止する。

この場合は、速やかに理事会を開催し、当該経費滞納組合員を招致して経費支払等に関する意見を聴取するなどし、以後の書類発給の停止の可否等を審議する。

なお、経費滞納 1 か月以内に当該経費が全額支払われたときは、今後、経費滞納をしないことを確約する「誓約書」（別記書式 2）を提出させることとする。

(3) 2 カ月以上経費滞納の場合は、定款第 13 条(権利の停止)に基づき、「総務委員会」での弁明手続き後、書類発給を受ける権利を 6 か月以内の期限を明示し停止することなどを理事会に具申し、当該理事会において決定する。

なお、定款第 23 条に基づく「滞納金」は、経費滞納 2 か月以上の場合に徴収できるものとし、徴収の可否等は、前記、理事会において決める。

令和 6 年 1 月 19 日（令和 5 年度第 4 回定例理事会決議）

理事長 高橋 一則 印